

# 会 議 録

## 1 会議名

第3回名立区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### (1) 報告事項（公開）

1、「地域の宝」認定制度について

2、「公の施設の再配置計画」の策定について

3、ひなさき運動広場及び児童遊園のこれまでの経過について

### (2) その他事項（公開）

1、令和2年度第4回地域協議会の開催予定

## 3 開催日時

令和2年7月2日（木）午後6時30分から午後7時37分まで

## 4 開催場所

名立区総合事務所 第2会議室

## 5 傍聴人の数

0名

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：石井浩順、小林晴子、大門廣文、高宮秀博、竹内隆、徳田幸一、中野祐、  
二宮香里、畑芳雄、原田秀樹、三浦元二

・事務局：今井所長、山田次長（総務・地域振興グループ長兼務）、沢田市民生活・  
福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務）渡邊班長、藤井主任

・教育委員会事務局：文化行政課 渡辺歴史文化係長、今井学芸員

## 8 発言の内容

### 【渡邊班長】

・会議の開会を宣言

・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により委員の半数以上の

出席を確認、会議の成立を報告。

【原田会長】

- ・挨拶
- ・今井所長に挨拶を求める。

【今井所長】

- ・挨拶

【原田会長】

- ・報告事項1、「地域の宝」認定制度について、説明を求める。

【文化行政課 渡辺係長】

- ・資料No. 1に基づき説明

【原田会長】

- ・今ほどの説明について、委員に質問や意見を求める。

【中野委員】

- ・資料中の実施期間について、この事業は令和4年度までの3年間で終了するのか。

【文化行政課 渡辺係長】

- ・「地域の宝」に認定されたものは、ずっと有効である。
- ・ただし、募集期間は一旦、3年間で区切らせていただく。これは、募集期間の3年を経過した段階で、制度の検証を行いたいと考えているためである。

【中野委員】

- ・では、令和2年度中はずっと募集しているのか。

【文化行政課 渡辺係長】

- ・令和2年度は初年度であるため、案件が集中する可能性があり、募集期間を6月1日から7月31日までとさせていただき、申請のあった案件は、一気に審査会に諮る予定としている。

【中野委員】

- ・次年度以降も募集期間を設定する予定か。

【文化行政課 渡辺係長】

- ・詳細は未定だが次年度以降は、通年で募集することも検討している。

【徳田委員】

- ・上越市では、すでに市の有形・無形文化財に指定されているものがある。名立区で

は、「祇園祭」や「いわおの石仏群」などがそうである。今回の事業は、これらとは別に認定していくということなのか。

**【文化行政課 渡辺係長】**

- ・今までの指定文化財制度では、「その物」を認定するという制度であるのに対し、今回の制度は、「その物」に加え、それを守っていく「人々の活動」も一体で認定することになる。
- ・これまでに市の文化財に指定されたものであっても、「地域の宝」に募集することができる。

**【徳田委員】**

- ・既に市の指定文化財となっている場合も、「地域の宝」として認定していただくためには、あらたに申請が必要か。また、2つの認定制度の違いは何か。
- ・例えば、名立区の祇園祭は、既に市の指定文化財となっている。この祇園祭を「地域の宝」とした場合、今までと何か変わるのか。

**【文化行政課 渡辺係長】**

- ・市の指定文化財は「その物」だけを指定しているため、資料にあるようなネットワークづくりという点では弱い部分がある。
- ・「地域の宝」では、同じような文化財を持たれている団体同士の交流などもできるようにしたいと考えている。

**【徳田委員】**

- ・資料の裏面を見ると、「地域住民、特に子どもたちを対象とした活動による後継者育成」と大きく書かれている。
- ・つまり、子どもたちを対象としていくという趣旨の制度ということか。

**【文化行政課 渡辺係長】**

- ・子どもたちを対象とすることが一番望ましいとは思う。しかし近年は地域の子どもの数も減少しているため、年齢は問わず、地域で一丸となつて行う取り組みを広く募集している。

**【石井委員】**

- ・文化財というと、「古いもの」を示しているように思う。
- ・名立区には機雷爆発事件のお地蔵さんがあり、地域の方が定期的に掃除をしたり、お参りをして、大切にしている。

- ・これは、昭和に入ってから設置されたものであり、本来であれば文化財の対象とはならない気もするが、このような場合も申請できるのか。

**【文化行政課 渡辺係長】**

- ・文化財のイメージとしては、「何か古いもの」と思われるが、この制度の中では、年数は問わず、地域の中で何か宝があって、それに伴う活動が継続的に行われているものであれば、内容を確認し、要件を満たしていれば認定したいと考えている。
- ・何か具体的な案件があれば、文化行政課まで相談してほしい。

**【原田会長】**

- ・皆さんがお住まいの地域の中で、「地域の宝」に該当するようなものがあれば、積極的に文化行政課へ相談してほしい。
- ・次に報告事項2、「公の施設に再配置計画」の策定について、説明を求める。

**【渡辺班長】**

- ・資料 No. 2 に基づき説明

**【今井所長】**

- ・資料 No. 3 に基づき説明

**【原田会長】**

- ・今ほどの説明について、委員へ質問を求める。

**【三浦委員】**

- ・資料中のスケジュールを見ると、今年の7月から地域協議会に対して「再配置候補施設リスト」を示し、11月には再配置計画（案）を作成するという計画になっている。
- ・この短い期間で、地域協議会の中でどのような議論ができるかという疑問がある。
- ・再配置計画の議題になると、いつも市に伝えていることだが、個別施設の再配置計画だけでなく、「まちづくり全体」という視点での計画を示してほしい。
- ・今までも、まちづくり全体の計画が示されない中で、まずはこの施設、次はあの施設を再配置していくといった、縦割りの説明ばかりであった。
- ・この点について、7月から予定している「再配置候補施設リスト」の提示の中で、市として「将来的な名立のまちづくり」をどのように考えているのかを示してほしい。

- ・また、先ほど説明のあった資料 No. 2 中にある、名立区の人口に関するデータだが、これは5年前の数字である。しかも、今後予測される人口や世帯数も示されていない。
- ・このような中で、名立区の将来を考えていくというのは難しい。ただ、「人口が減少する」と言われても、名立区では今後どのような速度で人口減少が進み、数年後には人口がどの程度になるかが見えない。こういった将来的なデータを捉えた中で議論すべきだと思う。
- ・先ほどの話と重複するが、施設の廃止や集約をする目的として、「教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に供給するため」という対比的な考え方はどうかと思う。
- ・まずは「まちづくり全体」の計画があって、その一部として、市は「教育や福祉分野に重点を置きたい」という考えがあるから、地域と協議するという流れになるべきではないか。
- ・まちづくりの全体像がない中で、いきなり「教育や福祉の分野に重点を置きたいから、施設を廃止する」という論法は違うと思う。
- ・よって、7月から始まる「再配置候補施設リスト」の提示では、私が発言したようなことを含めた内容で説明してほしい。

**【今井所長】**

- ・行政改革推進課をはじめとした担当課へ繋げる。また、名立区の人口減少に関するデータも揃え、あらためて皆さんに説明したいと思う。

**【原田会長】**

- ・次に報告事項3、ひなさき運動広場及び児童遊園のこれまでの経過について、説明を求める。

**【沢田グループ長】**

- ・資料 No. 4 に基づき説明

**【原田会長】**

- ・今ほどの説明について、委員へ質問を求める。

**【三浦委員】**

- ・駐車場、テニスコート及びゲートボール場については、当初の目的とは著しく異なる使用方法をしているという理由で更新できないのだと思うが、ひなさき児童遊園については、どのような理由で更新できない見込みなのか。
- ・また、児童遊園は北部地区の子どもたちが利用している場所である。総合事務所としては、児童遊園の存続に向けて取り組んでいると理解してよいか。

**【沢田グループ長】**

- ・東日本高速道路株式会社としては、児童遊園を単体で考えていない。資料にあるように、エリアA、エリアBという単位で考えている。
- ・エリアBに含まれる児童遊園は、まだ利用者がいるため、この部分だけ切り離して協議できないかを、東日本高速道路株式会社に相談したことはあるが、難しいという返答であった。
- ・三浦委員からも話があったように、名立小泊、名立大町の子どもたちが利用しているため、総合事務所としても引き続き使ってもらいたいという思いがある。
- ・先ほども公の施設の再配置の話があったが、公の施設の廃止が進む中ではあるが、子どもたちが引き続き使えるように努力したいと考えている。

**【二宮委員】**

- ・資料中に「早期返還を求められた」とあるが、本来であれば、いつまでの契約なのか。

**【沢田グループ長】**

- ・エリアAについては、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの占有期間であったが、その後は道路使用許可の形で使用を継続している。エリアBについては、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの占有期間なので、後1年半ほど期間がある。

**【三浦委員】**

- ・資料中の今後の対応について、「名立大町自治会役員に対しても、これまでの経緯を説明し、今後の利用意向等を協議予定」とある。私は自治会の事務局をしているが、自治会として今後どのようなアクションを起こしていくか考えなければならない。
- ・具体的に動けるタイミングとしては、7月9日に総合事務所とネクスコ上越管理事務所の再協議があるようなので、この後ということになるのか。

**【沢田グループ長】**

- ・日程調整をさせていただき、7月中には協議する機会を設けたいと考えている。なお、詳細については、あらためて相談させていただきたい。

#### 【徳田委員】

- ・エリアBの駐車場の駐車可能台数について、資料を見る限り36台ほど駐車できると思う。この駐車場は、運動広場や児童遊園を利用する人が駐車する場所だと思っていたが、資料を見ると、近隣の施設の職員が使っているようだ。これは、無断で使用していたのか。

#### 【沢田グループ長】

- ・無断使用ではない。ここからは個人的な見解だが、椿寿苑という社会福祉施設が、平成7年にオープンし、その後、施設の北側に建物を増築している。この増築に伴い職員の駐車場がなくなり、当時の名立町との協議の中で、運動公園の駐車場を利用することになったものと考えている。
- ・当時の担当者に確認をしたわけではないが、このような慣習の中で、施設の職員が運動広場の駐車場を使用していたものと思われる。

#### 【原田会長】

- ・他に質問がないため、次第3、その他事項に入る。
- ・令和2年度第4回地域協議会の開催予定について、事務局に説明を求める。

#### 【渡邊班長】

- ・日時：令和2年8月20日（木）午後6時30分から
- ・次回の会議では、地域活動支援事業の追加募集に係る審査及び採択を行う予定である。
- ・次に、冒頭の資料確認の際に触れたが、上越市社会福祉協議会名立支所から地域協議会宛てに、「名立区地域福祉活動計画実行計画」検討に関するアンケートの依頼があった。
- ・6月29日付けで依頼を受けたもので、当初は実行委員会で今後の具体的な取り組みを「実行計画」としてまとめる予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で、実行委員会が開催できない状況が続いているため、急遽アンケートを実施し、地域福祉への取り組み状況と、今後の計画等を把握及び整理したいというものである。

- ・アンケートの内容としては、各団体の具体的な活動を記入する内容であるが、地域協議会は協議が主になるため、回答が難しい部分もある。
- ・回答期限が7月20日であり、時間もないことから、今回は正副会長と事務局で協議の上、回答することとしたいので、ご承知おきいただきたい。

#### 【原田会長】

- ・事務局から説明があったとおり、正副会長と事務局で相談し、アンケートに回答したいと思う。
- ・三浦委員は、名立区地域福祉活動計画検討委員会の事務局を務められているが、何か補足説明等はあるか。

#### 【三浦委員】

- ・昨年、検討委員会を設置し、地域懇談会ということで、6回ほど集いを行いながら、計画作成を進めてきた。
- ・この計画の策定については、これまで地域協議会は参加していなかったが、以前の地域協議会の会議の場で、「なぜ地域協議会は参加しないのか」という話が出た。
- ・それであれば、是非、地域協議会からもアクションプランの策定に参加していただくという流れになった。
- ・確かに地域協議会は実働部隊ではないが、これまで地域協議会は、高齢者福祉施設の整備について協議してきた実績があるので、期限が短く申し訳ないが、アンケートにご協力いただきたい。
- ・また、アンケートを取って終わりではないので、今後も地域協議会への協力依頼等をさせていただく可能性がある。その際にご協力いただけるとありがたい。

#### 【原田会長】

- ・今回のアンケートについては、委員皆さんの思いを伺い、反映させるだけの時間が取れないため、正副会長と事務局で協議し回答するが、皆さんの中で特別な思いがある場合は、考慮したいと思うので、事務局に申し出てほしい。
- ・アンケートについては、このような形で進めることとしてよいか。

#### 【各委員】

- ・賛成の声多数

#### 【原田会長】

- ・その他、報告事項等はあるか。

#### 【山田次長】

- ・前回の地域協議会の際に徳田委員及び中野委員から照会のあった件について、市の対応状況を報告する。
- ・まずは、徳田委員からご指摘のあった、工事後の名立川橋の水はけの悪さについてである。
- ・この件について、市の道路課に照会し、6月24日及び25日に水はけを良くするための改良工事が実施された。
- ・先日、雨が降った際に現場を確認したが、改善されたのではないかと思う。
- ・次に高速道路下の県道の歩道における草刈りについては、県の上越地域振興局維持管理課に依頼し、6月23日に草刈りが完了している。
- ・次に、中野委員からは「カラスの駆除方法」について、鉄砲以外の方法はないのかとご意見をいただいた。
- ・これについては、市の環境保全課に確認したところ、効果的な捕獲については、猟友会による駆除であるとの回答だった。
- ・この駆除は、上越市の鳥獣被害防止計画に基づき、市の事務局から猟友会に委託して実施している。
- ・また、個人での被害防止対応については、鷹の形の凧や、ネットを設置している家庭が多いようだ。
- ・いずれにしても、鉄砲以外の方法の検討については、環境保全課に申し入れをさせていただいた。

#### 【原田会長】

- ・その他、報告事項等はあるか。

#### 【三浦委員】

- ・地域活動支援事業の審査の際に、附帯意見を附して採択となった事業が2件あり、修正した事業内容は、すでに書面で報告があり承知したが、前回の会議の場で、市の基準を超える講師への謝金の考え方について、事務局から自治・地域振興課への確認を求めた。その結果を教えてほしい。

#### 【渡邊班長】

- ・自治・地域振興課としては、基準を超える講師謝金であっても、事業の実施に当たり必要な経費であり、金額の根拠となる見積書等があれば、問題ないという回答であった。

**【原田会長】**

- ・事業内容として、講師を招いて行う研修や講演に重点を置く事業であれば、特に高額となる可能性がある。また、その事業を採択するかどうかは、各区の地域協議会に任せられているということだと思う。

**【三浦委員】**

- ・市の考え方は理解した。

**【徳田委員】**

- ・名立区が過去5年間無火災ということで、3団体が表彰された。そのうち、商工会は事務所があるため、表彰状を掲示できるが、あとの2つの団体は事務所がないため、表彰状が掲示できない。
- ・住民の皆さんに見ていただくためにも、総合事務所などで掲示できないか。
- ・次に、シーサイドパーク名立について、これから夏休み期間になると、多くのお客さんが訪れる。
- ・特に昨年度は非常に多くの車が来て、道が混雑した。例えば一步通行にするなど、対応できないか。

**【今井所長】**

- ・表彰状の掲示については、総合事務所で検討する。
- ・シーサイドパーク名立の件は、担当課に確認したいと思う。

**【原田会長】**

- ・会議の閉会を宣言
- ・挨拶

9 問合せ先

名立区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL 025-537-2121 (内線 223)

E-mail: nadachi-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。